

会則

第1条 名称

本会は、きこいろ 片耳難聴のコミュニティと称する。

第2条 目的

本会は、片耳難聴に関する活動を行うことにより、片耳難聴者の QOL の向上と片耳難聴者に対する社会一般の理解向上を目的とする。

第3条 事業

本会は前条の目的を達成するために、次の項目に該当する事業を行う。本会の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- (1) 片耳難聴に対する理解促進のための啓発、広報に関する事業
- (2) 片耳難聴に関する情報収集と提供等に関する事業
- (3) 片耳難聴者の相互交流事業
- (4) 片耳難聴者のニーズに関する調査・研究
- (5) 片耳難聴者のための施策の充実に関する事業
- (6) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第4条 会員

1. 会員は、本会の目的に賛同し、本規約を承諾したうえで事務局への入会申し込みが完了した個人とする。

2. 会員は、次の2種類とする。

- (1) 正会員 この会の目的に賛同し、当事者とする。
- (2) 賛助会員 この会の事業を賛助する個人・団体とする。

3. 退会の際は、事務局への退会連絡を持って退会とする、会員の退会は、妨げてられない。

第5条 会費 会員は、以下に定める会費を納入する。

- (1) 正会員 1000 円より/年度
- (2) 賛助会員 1000 円より/年度

第6条 経費

本会の経費は、会費及びその他の収入をもってあてる。

第7条 予算

会長は収入ならびに支出の予算を立案し、総会に提出し過半数の同意をもって承認を得るものとする。

第8条 決算

会長は内規に定める様式で決算を行い、総会で過半数の承認を得るものとする。本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第9条 役員

1. 本会に、次の役員を置く。
 - (1)会長1名： 岡野由実
 - (2)副会長1名： 高井小織
 - (3)会計・事務局1名： 麻野美和
 - (4)監事1名： 松田和子

2. 役員は総会において、会員の互選により、過半数の同意をもって選任する。

役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第10条 総会

この会の定時総会は事業年度終了後に開催し、必要のつど臨時総会を開くことができる。

1. 総会の招集は会長が行う。
2. 会員は必要に応じて、議決事項を提示して臨時総会の招集を請求することができる。
3. 総会は会員の3分の1以上の者が出席しなければ、会議を開き議決することはできない。
但し書面表決書または委任状をもって出席とみなすことができる。
4. 議案の決議は出席者の過半数の賛成でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第11条 解散

本会の解散については、総会において3分の2以上の決議を得なければならない。本会の解散に伴う残余財産の処分については総会の議決による。

第12条 設立年月日

本会の設立年月日は、令和元年8月25日とする。

第13条 所在地

本会の所在地を会計宅とする。